

OATF 問題提起

おさらいCC:
機関リポジトリで収集している
コンテンツは
今のままでよいのか？

新潟大学学術情報部長
JPCOAR運営委員
JAIRO Cloud共同運営本部長

高橋菜奈子

第2回公開勉強会のおさらい

- 問題提起のきっかけ
 - 研究・イノベーション学会第39回年次学術大会 企画セッションのディスカッションからCCライセンスがついていないものはオープンアクセスとは言えないという指摘。
 - 機関リポジトリのコンテンツは、CCライセンスがついていないものが多いため、他のステークホルダーから、機関リポジトリはダメだと言われてしまう、というのは望ましい未来ではないという危機感。
- 第2回の勉強会では以下のラインナップで話題提供。
 - 高橋菜奈子：問題提起
 - 鈴木康平：CCライセンス、権利保持戦略、二次著作権
 - 佐藤翔：権利保持戦略の実行状況

で、どうしたらいいの？

鈴木康平先生のスライドから

CCライセンスの主な留意点

・CCライセンスを付与することができるのは著作権者

- ・著作権者や著作権者から許諾を受けた者以外がCCライセンスを付与することはできない
- ・CCライセンスに追加的な制約を課すことはできない
 - ・機関リポジトリの利用規約などがCCライセンスの内容と抵触しないように注意が必要
- ・CCライセンスを一度付与すると、**著作権者であっても取消できない**
 - ・例えば公開をやめても、それ以前にダウンロードした利用者が付与されたCCライセンスに従って公開することは妨げられない
- ・著作権者自身はCCライセンスに縛られない
- ・著作権の制限に該当する利用は、CCライセンスにかかわらず利用可能

参考：クリエイティブ・コモンズ・ジャパンウェブサイト「FAQ よくある質問と回答」 「FAQ 詳細版」
<https://creativecommons.jp>

8

オープンアクセスとCCライセンス

- ・BOAI10は、**CC BYまたは同等のライセンスの使用を推奨**
- ・ゴールドOAの論文にはCCライセンスが付与されているケースが多数
- ・ビル&メリンダ・ゲイツ財団は、2025年から助成した研究に対して、プレプリントをCC BYで公開することを義務化
 出典：Bill & Melinda Gates Foundation, '2025 Open Access Policy'
<https://openaccess.gatesfoundation.org/open-access-policy/2025-open-access-policy/>
- ・NCやNDは、**厳密な意味での「オープンアクセス」とは言えない**
 - ・NCやNDには「法的な障壁」が残るため「パブリックアクセス」にとどまる
 - ・単なるパブリックアクセスよりはオープン寄りではある
 - ・厳密な意味での「オープンアクセス」は本当に必要なのか？
 - ・著作権の制限で認められている利用以外で、どのように論文を利用したいのか？

研究データとCCライセンス

- ・データベースの著作物に対してはCCライセンスを付与可能
 - ・EUではデータベース指令でも保護され得る
- ・単なる事実を示したデータなど、著作物ではないデータには、CCライセンスを付与しても有効ではないと考えられる
 - ・「本パブリック・ライセンスは、ここでライセンスされた著作権およびそれに類する権利が有効な期間、適用されます」(CC BY 4.0リーガル・コード6条a項)
 - ・「研究データの引用時に出典明記してもらうためにCC BYを付与したい」という声を聞くが、著作物ではないデータへのCC BYの付与は適切ではない
- ・CCは、研究データにはCC0を適用することを推奨

参考：クリエイティブ・コモンズ・ジャパンウェブサイト「FAQ よくある質問と回答」 「FAQ 詳細版」 「FAQ オープンデータ」
<https://creativecommons.jp>
 「オープンアクセスに大きな勝利：アメリカ合衆国が公的資金による研究をエンバゴ（閲覧制限期間）なく自由に利用できるよう義務付け」
<https://creativecommons.jp/2023/03/>

10

参考：プランSにおける権利保持戦略

- ・プランSの原則の一つ
 「著者またはその所属機関は、その出版物に対する著作権を保有する」
- ・cOAlition Sを構成する助成機関は、次のような2種類の権利保持戦略を実施
 - ・事前ライセンス(prior licence)：助成の開始時に、助成金受給者に対して、助成金により生じる将来のすべての著者最終稿に対して、CC BYライセンスの適用を要求する戦略 (**投稿時から論文がCC BYであることを明示する**)
 - ・事前義務(prior obligation)：助成金受給者に対して、著者最終稿または出版社版がCC BYライセンスであることを義務付ける戦略 (**遅くとも出版時に論文をCC BYにする**)
- ・CC BYの使用が原則だが、CC BY-SA、CC0も使用可能
- ・CC BY-NDも、助成機関が正当な理由があると認めた場合は使用可能

出典：European Science Foundation, Plan S Rights Retention Strategy, <https://www.coalition-s.org/rights-retention-strategy/>

15

CCライセンスをつけよう（提案①）

最低限、CCライセンスをつけよう！ （著者にCCをつけてもらおう！）

- CCBY または CC0 を付与できたら、真のOAと言える。
- NC,NDがついたものは、狭義のOAではないけれども、許容範囲。
- CCライセンスがついていないということは、単に読めるだけの、フリーアクセス（≠OA）。

▶ただし、著者にCCについて、意義とリスクを理解してもらうことが必要

で、どうしたらCCライセンスはつけられるのか？

グリーンOAのCCライセンス（提案②）

- 海外ジャーナルの場合、出版の段階で出版社がCCのライセンスを付与していることが多い

**出版社のポリシーをまとめたサイトで確認して、
同じライセンスをメタデータに記述しよう！**

- **JISCのOpen Policy Finder**

- <https://openpolicyfinder.jisc.ac.uk/>

- **新SCPJ（学協会著作権ポリシーデータベース）**

- <https://docs.google.com/spreadsheets/d/1Qk8Wnl8JK9SGS7qpgyH1Z7O50jXMiTJ6SBSr03IV-7Q/edit?usp=sharing>
- 「ライセンス情報（出版社版）」 「ライセンス情報（著者最終稿）」という項目あり。

紀要論文のCCライセンス（提案③）

紀要雑誌の編集者と話しをしよう！

- 機関リポジトリでの紀要論文公開のために、リポジトリ設置当初には、紀要編集者とお話をしていたはず。
 - 典型的なケース
 - 紀要雑誌の側で、投稿規定などによりリポジトリ公開について定める。（紀要編集者と著者との間での合意）
 - リポジトリ運営者と紀要編集者の間で合意。たとえば、公開の包括許諾書など。
 - 実際のデータ（本文・メタデータ）受渡しの業務フローの確立。
- 今までの許諾は、著作権（公衆送信権）が主要テーマだった。
- 紀要の許諾の業務フローに、CCライセンスを含めればよいのではないか。
 - 投稿規定等で定めることができるか、その場合、どのライセンスを選ぶか
 - 著者ごとに違うCCを希望された場合の扱い
 - 受渡しのデータ（メタデータ）にライセンス情報を追加できるか
 - （※どうせ話をするなら、ついでに識別子（DOI）付与も検討したい！）

CCライセンスの記入方法（提案④）

- アイテム毎につけられたほうの権利情報が流通する

アイテム単位の権利情報（dc:rights）に CCライセンスを入力しよう！

- JPCOARスキーマver.2.0では、rdf:resourceにHTTP URI形式で記入することを推奨
- ファイルごとに付与するライセンスのマークだけでは流通しないので注意！
- ファイルによってライセンスが異なるようなら、別々のアイテム（メタデータ）として登録する。
- 研究データの「メタデータ共通項目」でも、アイテム単位の権利情報が流通。

画面例

アイテム

全体 / 機構・センター・施設 / 附属図書館 / 附属図書館-研究データ
 オープンアクセス / 機構・センター・施設 / 附属図書館 / 附属図書館-研究データ

学校図書館メーター

<https://doi.org/10.50889/0002000297>

名前 / ファイル	ライセンス	アクション
 学校図書館メーター.xlsx (101 KB)		ダウンロード Information

572 views
total

Item type	東京学芸大学リポジトリ登録用アイテムタイプ(1)
公開日	2024-03-21
タイトル	
タイトル	学校図書館メーター
言語	ja
作成者	宮澤, 優子 千田, つばさ 高橋, 菜奈子
アクセス権	
アクセス権	open access
アクセス権URI	http://purl.org/coar/access_right/c_abf2
権利情報	
言語	en
権利情報Resource	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
権利情報	Creative Commons Attribution 4.0 International
出版者	
出版者	アカデミック・リソース・ガイド
日付	
日付	2024-03-20
日付タイプ	Created
言語	
言語	ipn

流通用には「権利情報 (dc:rights)」が重要！
 JPCOARスキーマ ver.2.0の書き方がベター
 (機械可読のURI形式も重要)

```
<dc:rights xml:lang="en"
  rdf:resource="https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.en">
  Creative Commons Attribution 4.0 International
</dc:rights>
```

東京学芸大学リポジトリ
<https://doi.org/10.50889/0002000297>

第2回の感想コメントから

CCのメリットは？

- 厳密な意味での「オープンアクセス」は本当に必要なのか？著作権の制限で認められている利用以外で、どのように論文を利用したいのか？
- 議論の出発点は、著者や紀要編集委員会からの希望なのでしょうか。それともリポジトリ収録論文をよりオープンにしたい図書館員の欲望なのでしょうか？
- 同じ研究分野の研究者に参照してもらうこと(2025年からのOA義務化の文脈に則るなら、納税者が研究成果を享受できるようにすること)を目的とするのであれば、NC,NDを付与してパブリックアクセスでは研究者視点で問題があるのでしょうか。
- 著者の意思確認は必要になると思いますが、やはりその手間が猛烈にめんどくさい

再利用（Reuse）の意義に立ちかえろう

ワークシート

リポジトリコンテンツの種類	具体例	著作権者（ライセンスをコントロールできる主体）	期待される効果	ToDo
セルフアーカイブ （リポジトリは二次公開先）	あるElsevier刊行誌に発表された研究論文			
紀要論文 （紀要雑誌）	「〇〇大学文学部研究紀要」			
学位論文	S. Sakai (1986). Interconnection Networks in Highly Parallel MIMD Computers			
研究データ	〇〇実験で得られた××のX線CTデータセット			
その他 （右の例は教材）	喜多一(2023). プログラミング演習 Python 2023			